

お知らせ ~Information~

おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業 妊産婦における有効期間の変更

令和8(2026)年1月1日から、妊産婦の方が利用できる期間を変更いたします。令和8年1月以降の利用証をお持ちの方を対象に、有効期間が切れる概ね1か月前から交付窓口にて申請いただくと、有効期間の延長が可能です。

- ・ **[現行]** (単胎) 原則妊娠7ヶ月～産後1年の間
(多胎) 原則妊娠6ヶ月～産後2年の間
- ・ **[変更後]** (単胎) 原則妊娠7ヶ月～産後1年の間 (申請により1年間延長可能で最長2年)
(多胎) 原則妊娠6ヶ月～産後2年の間 (申請により1年間延長可能で最長3年)
(いずれの場合も、出産後は、乳幼児を同伴する場合に限る。)

問合せ

保健福祉課

TEL 028-623-3047



詳しくは
こちらから

